

## 平成 30 年度 保健師教育課程の質を保証する評価基準に関する会員校調査 回答分布の報告

### 1. 会員校調査の目的

会員校の自己点検の機会とするとともに、会員校の教育体制に関する実態等を把握し、さらなる保健師教育の充実のための活動を行う上での基礎資料とする。

### 2. 方法

- 1) 対象：平成 30 年 9 月時点の全国保健師教育機関協議会加入校 209 校
- 2) 調査方法：Survey Monkey を用いた無記名 Web 質問調査を実施した。会員校社員・保健師教育責任者宛てに調査協力の依頼文書を送付し、依頼文書に記載した Survey Monkey の URL にアクセスし回答するよう求めた。
- 3) 調査内容：保健師教育課程の質を保証する評価基準修正版(12 基準 76 項目)について、「そのとおりである (5 点)、だいたいあてはまる (4 点)、どちらとも言えない (3 点)、あまりあてはまらない (2 点)、全くあてはまらない (1 点)」の 5 段階で回答を求めた。
- 4) 調査期間：平成 30 年 10 月 1 日～10 月 31 日
- 5) 分析：12 基準、76 項目それぞれについて、「そのとおりである」の回答割合 50%以上の高い項目や 20%未満の低い項目、「全くあてはまらない」の回答割合 10%以上の項目に着目して検討した。
- 6) 倫理的配慮：調査は無記名で実施し、学校名が特定できないように配慮した。また、名古屋大学大学院医学系研究科生命倫理審査委員会にて調査実施の承認を受けた(承認番号 11606)。

### 3. 結果

#### 1) 調査協力校の概要

対象校 209 校のうち、回答数は 113 校、回答率 54.1%であった。

#### 2) 教育課程別の比較

評価基準(12 基準 76 項目)ごとの回答状況を表 1 に示す。

基準 1「教育目的・課程の編成」では、6 項目中 2 項目、1-5「内容等の指定規則充足」と 1-6「授業科目の社会動向の反映」では、「そのとおりである」の回答校が 50%以上であった。一方で、1-4「科目への MR の活用」では、18%と低かった。基準 2「教育研究組織と財政基盤」では、4 項目中 1 項目、2-1「責任明確な教員組織編制」における「そのとおりである」が 54%と高い割合を示した。基準 3「教育及び教育支援体制」では、10 項目中、3-2「必要な教員の確保」、3-3「必要科目への専任教員配置」、3-4「専任教員の保健師実務経験」の

3項目で、「そのとおりである」の割合が50%を超えた。一方で、3-8「教育研究力評価の結果への取組」、3-9「ラダー活用と教育研究能力の推進」、3-10「必要な教育支援者の配置」の3項目は、「そのとおりである」が20%以下であった。また、3-9「ラダー活用と教育研究能力の推進」、3-10「必要な教育支援者の配置」では、「全くあてはまらない」の割合が10%を超えた。基準4「学生の受入」では、4-5「入学・選抜体制と公正実施」、4-7「履修者数の大幅超過、不足がない」の「そのとおりである」の回答校が60%以上と多かった。基準5「教育内容及び方法」では、5-4「適切なシラバス作成と活用」、5-5「成績評価基準の周知、適切な実施」では、「そのとおりである」の割合が50%以上と高かった。基準6「学習評価」では、7項目すべてにおいて「そのとおりである」の回答校が50%を超えず、中でも6-3「全保教の評価指標による学習成果」は、11%と最も低くなっていた。基準7「施設・設備及び学生支援」では、7-9「授業科目等選択時のガイダンス実施」における「そのとおりである」の回答校が61%と最も高かった。基準8「実習施設」では、5項目中、8-1「保健所及び市町村実習」、8-2「産業・学校保健実習」、8-3「実習施設への教育説明実施」の3項目で「そのとおりである」の回答状況が50%を超えた。一方で、8-2「産業・学校保健実習」では、「全くあてはまらない」が12%と最も高かった。基準9「教育環境」では、4項目すべてにおいて、「そのとおりである」の回答が50%を超えなかった。基準10「研究環境」では、10-5「研究倫理審査体制」は「そのとおりである」の割合が89%と最も高かった。一方で、10-1「教員の研究活動時間確保」は「そのとおりである」が9%と低く、「全くあてはまらない」が11%と高かった。基準11「社会連携・社会貢献」では、「そのとおりである」の割合が、11-1「実習施設・教育支援機関との連携協力」56%、11-4「教育機関組織や学会活動等への貢献」50%であった。基準12「教育の内部質保証システム」では、6項目すべての項目で「そのとおりである」が50%を超えなかった。一方で、12-5「教育支援補助者の資質向上」では「全くあてはまらない」が11%であった。

#### 4. 考察

今回の評価基準を用いた調査の結果、授業科目、実習、教員体制等、指定規則で規定されている内容や、研究倫理の規定等で実施が定められた項目では「そのとおりである」が過半数を超える高い割合を示した。一方で、基準6、9、12のように、教育機関に委ねられている項目では割合が50%に満たない状況であった。また、「全くあてはまらない」に1割以上の学校が回答する項目もあり、教育支援体制の質向上や教員の研究活動推進に関連する項目には学校間の格差が少なくないことが明らかになった。今後、各教育機関がこれらの指標を基に自校の保健師教育体制を自己評価することで、教育研究活動の発展の一助となるようにさらに検討を重ねていきたい。